プロジェクト　パーシャルスピンオフの会計処理

項目　スピンオフ実施会社の個別財務諸表上の会計処理

I. 本資料の目的

1. 本資料は、株式分配実施会社に一部の持分を残す株式分配（以下「一部留保の株式分配（按分型）」という。）を行った場合におけるスピンオフ実施会社の個別財務諸表上の会計処理について ASBJ 事務局の分析をお示ししており、当該分析に対してご意見を伺うことを目的としている。

II. スピンオフ実施会社の個別財務諸表上の会計処理

新規テーマへの対応方針

2. テーマ提案では、税制適格となるパーシャルスピンオフ、すなわち、スピンオフ実施会社に一部の持分を残すスピンオフのうち、当該一部持分がスピンオフ対象会社の株式の発行済株式総数の 20%未満となる株式分配[1]のみに焦点を当てている。

3. しかし、以下では、税制適格となるか否かにかかわらず、一部留保の株式分配（按分型）という。）の全般に関する ASBJ 事務局の分析をお示しする。

一部留保の株式分配（按分型）の典型的なスキーム

4. 今回の基準開発において対象としている一部留保の株式分配（按分型）の典型的なスキーム図は次のとおりである。

例）A 社が A 社の株主に対して、完全子会社 B 社の株式の 81%を比例的に配当

（A 社：株式分配実施会社、B 社：株式分配対象会社）

[1] 令和 5 年度税制改正では、事業分離日に生じた分割承継会社株式の一部を株式数に応じて比例的に配当（いわゆる「中間型分割」）する場合は対象とされていない。

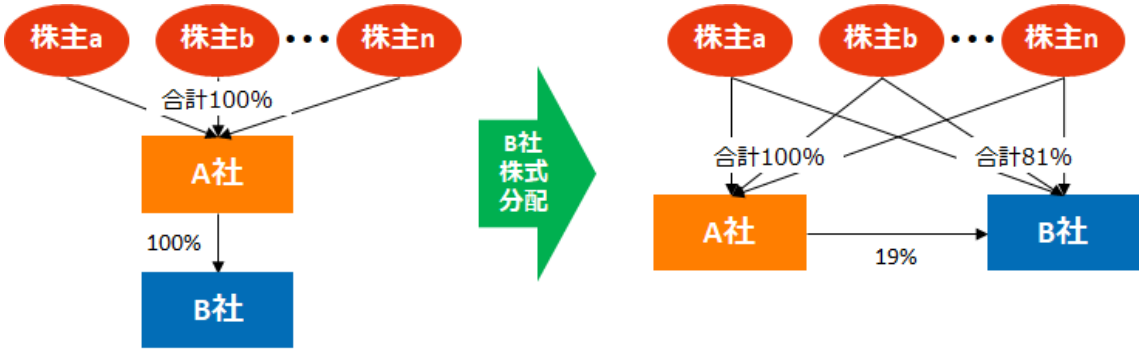

現行の会計基準の取扱い

5. 企業会計基準適用指針第 2 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(以下「自己株式適用指針」という。) 第 10 項では、配当財産が金銭以外の財産である場合、現物配当を行う会社は、原則として配当財産の時価をもって、その他資本剰余金又はその他利益剰余金 (繰越利益剰余金) を減額することとしているが、例外的な取扱いとして配当財産の適正な帳簿価額で会計処理する場合を限定列挙している。その 1 つとして、同項(2)では、保有する子会社株式のすべてを株式数に応じて比例的に配当(以下「全部配当の株式分配 (按分型)」という。) する場合を挙げている。

(自己株式適用指針)　(下線は事務局)

現物配当を行う会社の会計処理

10. 配当財産が金銭以外の財産である場合、配当の効力発生日 (会社法第 454 条第 1 項第 3 号) における配当財産の時価と適正な帳簿価額との差額は、配当の効力発生日の属する期の損益として、配当財産の種類等に応じた表示区分に計上し、配当財産の時価をもって、その他資本剰余金又はその他利益剰余金 (繰越利益剰余金) を減額する。

ただし、以下の場合には、配当の効力発生日における配当財産の適正な帳簿価額をもって、その他資本剰余金又はその他利益剰余金 (繰越利益剰余金) を減額する。

(1) 分割型の会社分割 (按分型)

(2) <u>保有する子会社株式のすべてを株式数に応じて比例的に配当 (按分型の配当) する場合</u>

(3) 企業集団内の企業へ配当する場合

(4) 市場価格がないことなどにより公正な評価額を合理的に算定することが困難と認められる場合

なお、減額するその他資本剰余金又はその他利益剰余金 (繰越利益剰余金) については、取締役会等の会社の意思決定機関で定められた結果に従うこととする。

会計処理に関するASBJ事務局の分析

（論点の内容）

6. 前項に記載のとおり、現行の会計上の取扱いによると、一部留保の株式分配（按分型）の場合には、株式分配実施会社は、自己株式適用指針第10項(2)の「すべて」の株式を配当するという要件を満たさないことから例外的な取扱いの対象外となり、原則どおり配当財産の時価で会計処理することとなると考えられる。

7. これに関して、分割型の会社分割（按分型）は「従来、人的分割と言われていたように、分割会社自体が単に分かれただけであるという見方が一般的」であるとされ、また、全部配当の株式分配（按分型）はこれと同様の見方が可能であることから、損益を計上しないことが適切であると考えられるとされている。

（自己株式適用指針）　（下線は事務局）

> **金銭以外の財産をもって自己株式を取得した場合や現物配当を行う場合の会計処理**
>
> 38.　（前略）
>
> 一般に、金銭以外の財産をもって会社を清算した場合、投資の回収の結果を示すよう分配前に清算損益を計上することが適切である。このため、金銭以外の財産をもって配当した場合や金銭以外の財産をもって自己株式を取得した場合も同様に、原則として、分配前に損益を計上し、配当財産の時価をもって、その他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）を減額することが適切であると考えられる。これは、株主との取引であっても、通常、時価を基礎として当該取引が行われているものと考えられることとも整合的である。
>
> しかしながら、事業分離日に生じた分割承継会社株式のすべてを株式数に応じて比例的に配当する場合（分割型の会社分割（按分型））には、従来、人的分割と言われていたように、分割会社自体が単に分かれただけであるという見方が一般的であり、また、事業分離日ではなくても、保有している子会社株式のすべてを株式数に応じて比例的に配当する場合も同様の見方が可能であることから、損益を計上しないことが適切であると考えられる。さらに、企業集団内の企業へ配当する場合には、企業結合における共通支配下の取引に準じて（第36項参照）、また、市場価格がないことなどにより公正な評価額を合理的に算定することが困難と認められる場合にも、損益を計上しないことが適切であると考えた。したがって、本適用指針では、国際的な調和も勘案し、このような場合には、配当財産の適正な帳簿価額をもって、その他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）を減額し、損益を計上しないものとした。

8. この点、一部留保の株式分配（按分型）の場合には、全部配当の株式分配（按分型）の場合と比較し、株式分配実施会社に一部の持分が残る点において状況が異なる。このよう

な場合においても、全部配当の株式分配（按分型）と同じ例外的な取扱いをするか否かが論点となると考えられる。

（分析）

9. 事業分離会計は、事業に対する投資の継続・清算という考え方に基づいて損益を計上するかどうかを定めている。すなわち、売却や異種資産の交換といった相互取引において、事業に対する投資が継続している場合には移転損益を計上せず、事業に対する投資が清算されたとみる場合には移転損益を計上する考え方である。

10. これに対して、今回検討を行っているのは株式を分配するケースである。株式分配は株主に非金銭資産を分配する非相互取引であり、売却や異種資産の交換といった相互取引とは性質が異なるものである。このため、計上するかどうか論点となっている損益は、株式分配を時価又は帳簿価額のいずれで会計処理するかという観点から、時価で行うとした場合における時価への洗い替え損益であると考えられる。

11. 前々項及び前項の考え方をまとめると下表のとおりである。

	取引の性質	会計上の論点	損益の性質
事業分離	相互取引	投資の継続・清算	移転損益
株式分配	非相互取引	時価での分配	時価への洗い替え損益

12. この取引の性質の違いを踏まえて、株式分配を対象としている今回の基準開発においては、事業に対する投資の継続又は清算という観点ではなく、株式分配を時価又は帳簿価額のいずれで会計処理するかという観点から検討を行う。

13. ここで、現行基準において全部配当の株式分配（按分型）について時価に洗い替えしない例外的な取扱いが認められている。このことを踏まえて、一部の持分を残して株主に非金銭資産を分配する非相互取引について、どこまで持分を残した場合に全部配当の株式分配（按分型）と同様の例外的な取扱いをすることができるか検討することが考えられる。

14. 一般的に「スピンオフ」は「自社の子会社（や一部門）を、自らの株主への子会社株式の現物配当（や会社分割）により、独立させる組織再編の手法」[2]とされている。一部の持

[2] 「パーシャルスピンオフの重要性と会計上の論点について」（P1） 令和５年３月 経済産業省 経済産業政策局 産業組織課

分を残したとしてもスピンオフに該当する状況では、その取引の趣旨を勘案し取引の全体像を俯瞰して考えると、既存の株主以外の第三者が取引に参加しておらず、分割型の会社分割（按分型）に関して「分割会社自体が単に分かれただけであるという見方が一般的」としている考え方の延長線にあるものとみなすことができる可能性がある。

15. この点、次項以降ではスピンオフに該当し全部配当の株式分配（按分型）と同様の例外的な取扱いするケースについて、以下の 2 つの案を検討する。

案 1： 完全子会社について子会社株式の分配を行い、その結果、当該株式が子会社株式及び関連会社株式に該当しなくなる一部留保の株式分配（按分型）について例外的な取扱いをする。

案 2： 完全子会社について子会社株式の分配を行い、その結果、当該株式が子会社株式に該当しなくなる一部留保の株式分配（按分型）について例外的な取扱いをする。

16. 前項の 2 つの案は、いずれも完全子会社が分配する場合を対象としている。自己株式適用指針第 10 項(2)の規定は、完全子会社を前提としていると明記していないが、同規定は、分割型の会社分割（按分型）において事業を分割して完全子会社化した後に株式配当を行う場合の理屈を整理した上で、子会社株式のすべてを株式数に応じて比例的に配当する場合には同様に取り扱えるとしていることから、完全子会社を念頭に置いていたことが想定される。また、今回の検討は例外的な取扱いを定めるものであるため、より確実にスピンオフに該当するといえるケースに限定することが考えられる。これらを踏まえ、完全子会社に絞って検討を進める。

<u>案 1</u>

17. 案 1 は、完全子会社について子会社株式の分配を行い、その結果、当該子会社が関係会社でなくなった場合であり、典型的には 80%超の子会社株式を分配した場合である。

18. この場合、株式分配の結果として当該子会社に対する重要な影響力を喪失している状況であるため、株式分配実施会社から事業を独立させる組織再編を行ったといえる度合いが高いことが挙げられる。また、案 1 の場合には、今回検討のきっかけとなった税制改正後の税制との親和性が高いと考えられる。

<u>案 2</u>

19. 案 2 は、完全子会社について子会社株式の分配を行い、その結果、当該子会社が子会社でなくなった場合であり、典型的には 50%超の子会社株式を分配した場合である。

20. この場合、株式分配の結果、当該子会社に対する支配を喪失している状況であるため、株式分配実施会社から事業を独立させる組織再編を行ったといえることが考えられるものの、案 1 と比較して当該子会社に対する重要な影響力が残るケースも含んでいる点で異なると考えられる。

21. 一方、案 2 の場合には、今回検討のきっかけとなった税制改正後の税制との親和性を考えると、一定の場合には税会一致するが、典型的には 50%超 80%以下の子会社を分配した場合など、税会が不一致となるケースが生じる。

ASBJ 事務局の提案

22. 案 1 及び案 2 のいずれの考え方もあり得るものの、米国会計基準においては、(連結に関する取扱いであるが) スピンオフ実施会社に一部の持分を残すスピンオフのうち、一部の子会社株式を比例的に配当することによってスピナーがスピニーの支配を喪失したと判断した場合には完全なスピンオフと同じ取扱いをしていると考えられることを踏まえて、国際的な整合性の観点から案 2 としてはどうか。

ディスカッション･ポイント
本資料第 9 項から第 22 項に記載している ASBJ 事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以　上